

西日本旅客鉄道株式会社 防災業務計画

平成 26 年 4 月

西日本旅客鉄道株式会社

I 一般編

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項の規定に基づいて定める防災業務計画であって、西日本旅客鉄道株式会社をご利用の旅客公衆の安全を確保するとともに、管理運営する旅客鉄道事業及びこれに関連する事業等に係る車両、施設、設備等の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ有機的な推進をはかることを目的とする。

第2節 実施の方針

この計画は、輸送事業を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧につとめ、輸送の確保をはかり、その社会的使命を発揮しうよう、線路、施設等が自然現象からうける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、他旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「他鉄道会社」という。）並びに国及び地方公共団体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講ずることをもって、その基本方針とする。

第2章 防災体制

第1節 施設に対する防災対策

災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画をたて、その実施の推進をはかるものとする。

第2節 防災に関する組織

災害応急対策及び災害復旧の推進をはかる組織をあらかじめ構成し、災害が発生した場合においては、当該災害の規模その他の状況により、必要に応じ本社及び地方機関に災害対策本部を設置するものとする。

第3節 防災業務施設及び設備の整備

関係気象官署との連絡を緊密に行い、予報及び警報の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備しておくものとする。

第3章 災害予防

第1節 防災上必要な教育

防災業務に従事する社員に対し、平常業務を通じて災害予防に関する教育を行い、知識の普及をはかる。また、施設の機能の保全に必要な技術を十分に発揮できうる体制を整備し、防災対策の計画的推進をはかるものとする。

第2節 防災上必要な訓練

防災関係業務に従事する社員に対しては、負傷者の救助・救命及び旅客公衆の避難誘導並びに、防災対策、災害復旧等に必要な判断力と技能を養成し、迅速かつ適切な災害復旧活動を遂行しうよう所要の訓練を行うものとし、総合共同訓練等に積極的に参加させるとともに、情報連絡、予防

措置等災害防止に関する知識の吸収に努めさせるものとする。

第3節 防災態勢

- 1 災害の発生が予想される場合には、輸送の安全を確保するため、関係機関の長は、これに関する諸基準に基づき、すみやかに所定の態勢をとるものとする。
- 2 予報及び警報を関係現業機関に迅速かつ正確に伝達するため、その組織及び方法並びに警報の発令基準について、あらかじめ所要の定めをしておくものとする。
- 3 災害時においてただちに必要となる人力、機器、資材等の入手方法及び輸送の計画をたて、調達可能な数量等を調査し、備蓄の必要があると認められる資材等については、所定の箇所にこれを常備しておくものとする。

第4章 災害応急対策

第1節 社員及び家族の安否確認

災害時には、社員及び家族の安否を確認する。

第2節 非常参集

災害時に非常参集する社員及び計画をあらかじめ定めておく。なお、非常参集する社員は、安否確認報告後、非常参集箇所に集合し、定められた業務にあたるものとする。

第3節 情報の収集及び連絡

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、他鉄道会社、関係行政機関及び地方公共団体等と密接な情報連絡を行いうるよう、これに必要な措置等を定めておくものとする。

第4節 広報

災害が発生した場合において、被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、報道機関等にこれを発表しうるよう、その体制を定めておくものとする。

第5節 旅客公衆の避難

災害時における旅客公衆の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画をあらかじめ定めておくものとする。

第6節 水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておくものとする。

第7節 建設機材の現況把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運用について定めておくものとする。

第8節 技術者の現況把握及び活用

災害業務に従事する技術者及び技能者の技術及び技能の程度、人員、配置状況等を的確に把握しておくとともに、緊急時における従事命令の発動方法、手順等を定めておくものとする。

第9節 災害時における資材の供給

応急資材の供給については、緊急調達制度の活用、災害予備用貯蔵品の適正な保有及び配置、緊急配給体制の確立等により、迅速な供給の確保をはかるものとする。

第10節 通信連絡の方法

災害時においては、その必要に応じ非常無線の発動、移動無線機の運用、臨時回線の構成、中継順路の変更等の通信回線運用措置をとるとともに、非常通信規約による官公庁通信系の相互活用をはかるものとする。

第11節 電力の確保

災害時における電力の確保のため、非常用予備発電装置及び予備電源設備の利用並びに電力会社系統からの受電方策を定めておくものとする。

第12節 交通輸送対策

災害区間着となり、またはこれを通過する旅客の乗車券類の発売、荷物の引受け及び輸送制限、回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送並びに並行社線との振替輸送等の計画を定めておくものとする。

第13節 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、関係機関との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な整理、誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期するものとする。

第14節 関係機関への応援要請

災害時における復旧を迅速に行うため、警察、消防及び関係機関の効率的な派遣を受けられるよう、情報の収集、災害派遣要請等の要領を定めておくものとする。

第5章 災害復旧

第1節 災害復旧の実施の基本方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業等を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。

第2節 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的すみやかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期するものとする。

II 南海トラフ巨大地震編

第1章 総則

第1節 目的

この南海トラフ巨大地震編は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項の規定に基づき作成した防災業務計画（以下「計画」という。）であって、西日本旅客鉄道株式会社が地震防災上実施する災害予防、災害応急対策等に関する事項を政府の計画を基本として定めたものであり、南海トラフ巨大地震に係わる防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）における旅客及び社員の安全の確保並びに発災後の輸送の早期確保を図ることを目的とする。

第2節 実施の方針

この計画は、第1節の目的を達成するため、第2章以下に掲げる対策をさらに深度化し、訓練等を通じてこの計画に基づいた関係者の即応体制の確立を図るとともに、関係行政機関、関係公共機関及び鉄道事業者をはじめとした関係会社との密接な連携の下に万全の措置を講ずることをもって、その基本方針とする。

第2章 防災体制

第1節 地震発生及び津波警報発表時（以下「発災時」という。）の対応体制の整備

本社及び関係地方機関の長は、発災時の対応体制を整備するため、次に掲げる措置を講ずることとする。

- (1) 発災時における情報伝達経路及び方法の確立
- (2) 地震・津波災害対策本部の構成及び運営要領等の整備
- (3) 復旧作業等に必要な要員を確保するための参集体制、参集後の各人の任務事項の指定

第2節 施設の整備

1 情報連絡設備の整備

地震・津波防災応急対策を実施するため、必要な情報連絡設備の整備を行うこととする。

2 その他施設の整備

鉄道施設の地震に対する安全性の強化を図ることとする。

3 線路に近接する施設等の整備

線路沿線の施設等（こ線橋、線路近接建造物等）の落下及び倒壊による線路被害の防止を図るため、被害発生のおそれのある施設等の管理者に対し、施設整備を早急に実施するよう要請する。また、関係行政機関、関係地方自治体等に対し、施設整備の指導及びその推進を要望することとする。

第3節 旅客公衆等に対する体制の整備

1 旅客公衆等に対する避難誘導體制の整備

発災時における旅客公衆等の避難場所については、地方自治体の定める避難地を基本とし、その指示、誘導方法を予め定めておくこととする。

2 負傷者の搬送体制の整備

発災時に鉄道施設内で負傷者が発生した場合に備えて、関係地方自治体、警察・消防、近隣の

医療機関と協力して、緊急連絡体制、搬送体制を整備することとする。

第4節 津波警報受領時の運転取扱い

本社及び関係地方機関の長は、津波警報受領時の列車の運転取扱いについて、予め定めておくこととする。

第5節 防災訓練の実施

本社及び関係地方機関の長は、南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練を年1回以上、社員を対象に実施するよう努めることとし、その実施内容、方法等を予め明示しておくこととする。

第6節 防災上必要な教育

本社及び関係地方機関の長は、社員に対し講習会や説明会の開催等により、次に掲げる事項について必要な教育を行うこととする。

- (1) 予想される地震及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波が発生した場合にとるべき行動に関する知識
- (3) 地震防災対策として講じられている対策に関する知識
- (4) その他必要な事項

第7節 防災資機材の整備等

本社及び関係地方機関の長は、発災時に備えて必要に応じて、自らが行う防災活動等のために必要な非常用食料、飲料水及びその他救急に必要な用品等を予め確保しておくとともに、それらの点検整備を実施することとする。

第3章 発災時の対応

第1節 地震・津波に対する災害対策本部の設置

- 1 本社及び関係地方機関の長は、発災時において災害対策本部を設置し、列車の運転規制の手配及びそれに付帯する旅客の状況や駅における旅客や建造物の状況等の情報収集・伝達等緊急業務を行うこととする。
- 2 災害対策本部を設置したときは、関係行政機関にその旨を連絡することとする。

第2節 非常参集要員の参集

本社及び関係地方機関の長は、発災時に直ちに非常参集要員を予め指定した箇所に参集させることとする。

第3節 旅客等に対する対応

- 1 本社及び関係地方機関の長は、予め定めた方法及び内容により、列車の運転を規制する等を案内するとともに、利用者に対しては旅行の中止を慫慂することとする。
- 2 運転中の列車の旅客に対しては、列車の運転規制や避難誘導等の案内を行うこととする。
- 3 津波の到達が予想される区域内にある駅の利用者に対しては、可能な範囲において地方自治体の定める避難地等への避難を呼びかけることとする。
- 4 防災業務計画第I編第4章第13節の定めるところにより、駅構内、列車等における秩序の維持に努めることとする。

第4節 地震・津波に対する情報の収集及び伝達

- 1 本社及び関係地方機関の長は、地震・津波の情報収集及び伝達を行うため、気象庁及び地方自治体等の関係機関との連絡回線の確保に努めることとする。
- 2 対策本部は、発災時の列車の運転状況及び旅客の状況等の情報収集に努め、必要により関係行政機関等へ伝達することとする。

第5節 列車の運転

- 1 津波警報を受領したときは、津波の到達が予想される区域には原則として列車を進入させないこととする。
- 2 津波の到達が予想される区域を走行中の列車については、運転に支障のない場合は、津波の到達が予想される区域外まで安全な速度で運転を継続することとする。但し、津波の到達までに時間的余裕がないときは、社員の判断等により、旅客を高台等へ避難誘導することとする。

第4章 災害復旧

南海トラフ巨大地震発生後の災害復旧については、防災業務計画第I編第5章第1節及び第2節の定めるところにより対応することとする。